

守秘義務契約書

【データ復旧に関する守秘義務について】

(以下、「甲」という)と 株式会社ウィザード (以下、「乙」という)は、甲所有にかかるコンピュータのハードディスク内(以下、「ハードディスク」という)[ハードディスク情報は後記のとおり]に存在するデータの復旧を、甲が乙に依頼すること(以下「本目的」という) に際して、以下の通り当事者が確約し、本契約を締結する。

第1条(定義)

本契約において乙の守秘義務情報(以下、「守秘情報」と略す)とは、甲所有にかかる機器の『甲より依頼された記憶装置に存在する一切の情報』をいう。

第2条(守秘厳守義務)

- 乙は、守秘情報を第三者かつ社外に、開示もしくは漏洩しないものとするが、乙が業務提携している協力工場は除く。
- 乙は、本目的の遂行に必要な場合を除き、守秘情報を複製することおよび乙の社内かつ社外のパソコン・保存メディア・書面等に保持しないものとする。
- 乙は、守秘情報を本目的以外には一切使用しないものとする。
- 乙は、本目的を達成した場合、また契約解除・解約等により守秘情報の使用・保持の 必要性が失われた場合、または、甲の要請があった場合、速やかに守秘情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を甲に返還または、破棄・消去するものとする。

第3条(守秘情報からの除外) 次のいずれかに該当する情報については、守秘情報としては取り扱わない。

- 甲からの情報受領以前に、乙により既に知られている情報。
- 乙が第三者からの守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。
- 社会的に公知の情報および事実。

第4条(復旧データの取り扱い)

- 乙は甲から依頼されたデータの復旧を履行した際、甲に復旧データを納品後、復旧データを7日以内に完全消去することを遵守する。
- 甲から納品後7日より前に消去の依頼をされた場合は、前項にかかわらず、乙はただちに復旧データを完全破棄・消去することを遵守する。
- 甲乙間の委託契約が解除・解約された場合も、第1項および第2項と同じ取り扱いとする。

第5条(準拠法・裁判合意管轄)

- 本契約の準拠法は、日本法(商法・商慣習および民法その他)とする。
- 本契約に関する争訟については、茨城県において管轄する裁判所を合意管轄とする。

第6条(契約期間・守秘厳守)

本契約の有効期限は、本契約締結日から1年間とする。いずれの当事者も、相手方に対し30日前に書面で通知することにより本契約期間満了前に解約することができる。

第7条(信義則)

本契約に定めのない条項もしくは甲乙双方において解釈に不明な事案が生じた場合には、商法・商慣習および民法その他の法規にのっとり、円満な解決を諮り、信義誠実の原則のもとに本契約を履行する。

記

当該契約にもとづく記憶装置情報

メーカー：_____

型番：_____

シリアル No：_____

本契約締結の証として2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

以上、

年 月 日

甲： 印

乙： 〒305-0035
茨城県つくば市松代2-2-1
株式会社ウィザード
電話番号 029-860-2151

担当技術者氏名 _____ 印